

退職される方へ大切なお知らせ

■ 保険証について確認してください

返却は 担当： _____ まで



1. 保険証が使用できる期間を確認しましょう。

退職日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで です。

2. お返しいただく保険証の枚数を確認しましょう。

加入者ご家族（被扶養者）様の保険証も、あわせてお返してください。
別居されているご家族様がいらっしゃる場合は、早めに連絡をしておきましょう。

ご本人様 1 枚 ご家族様 _____ 枚

※止むを得ず返却できない保険証がある場合は、退職後の連絡先を記載した「回収不能届」の提出が必要です。（電話番号を必ず記載してください。）

3. ご家族様も含めて医療機関等に受診する日付を確認しましょう。

退職日の翌日以降に、誤って資格のない保険証を提示して医療機関等を受診した場合は医療費（保険負担分の7割等）を協会けんぽへ返還します。
次の受診日（予約日）に使用できるかどうか確認しておきましょう。

退職後は新たな健康保険制度に加入する手続きが必要となります。
各制度は手続期限や加入条件、毎月収める保険料額等に違いがあります。
お早めに比較、検討のうえ、準備いただくことをおすすめします。

詳細は裏面をご確認ください

4. その他

- ・ 退職証明書発行の 要・否
- ・ 失業保険関係（離職票発行の 要・否 ）
- ・ 所得税等（源泉徴収票）（住民税 支払方法）
- ・ 社員証、制服、備品等の返却
- ・
- ・

協会のけんぽ山形支部からのお知らせ

退職後の健康保険について

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」、「市区町村の国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」のいずれかに加入する手続きが必要です。

※退職日の翌日に再就職する場合は、新たなお勤め先のご担当者さまに確認したうえでお手続きください。

加入先	任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<p>退職前に控除されていた保険料の2倍</p> <p>※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。</p>	<p>保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などで決まります</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料の減免制度があります お住まいの市区町村により保険料額が異なります 	被扶養者は原則として保険料負担がありません

医療機関を受診するとき

退職日の翌日以降に医療機関を受診する際には、現在お持ちの保険証は使用できませんので新たに加入した健康保険制度の保険証をご提示ください。

新しい保険証がお手元に届いていない場合は、その旨を医療機関にお申し出ください。

無保険の期間がない一般的な切替の手続きでは、保険証の到着前に医療機関を受診して医療費を全額（10割）自己負担された場合、新たな健康保険の加入先に申請をいただくことで保険負担分（7割等）が払い戻しとなります。

マイナンバーカードの手続きはお済ですか

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

山形県内においても、順次、利用できる医療機関が拡大されていきます。

まだ、手続きされていない方は、早めの手続きをお願いします。

お手続きに関するお問い合わせ